



中津市監査委員告示第 20 号

令和2年9月29日付け中監第383号で提出した財政援助団体監査の報告に対し、中津市長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年10月30日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

令和2年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 公益社団法人中津市シルバー人材センター</p> <p>[補助金等名] 中津市シルバー人材センター補助金</p> <p>[所管部局・課] 福祉部介護長寿課</p> <p>I. 団体に対する事項</p> <p>(指摘事項)</p> <p>①シルバー人材センターの財務規程では、10万円以上の契約は、2者以上の見積書を徴することとなっているが、印刷製本費について、複数者の見積り執行や請書の作成をしておらず、1者の見積り執行であった。 複数者の見積り執行による経費節減など、契約事務の見直しを求める。</p> <p>②補助金交付要綱では、実績報告書に収支決算書を添付することとなっているが、収支決算書は提出されておらず、国庫補助金精算額調書を提出している。 補助金交付要綱に基づく収支決算書の提出を求める。</p> <p>③補助金交付要綱では、消費税額を除いた金額を補助対象経費とすることとなっているが、実績報告書の補助対象経費に、印刷製本費や通信運搬費などの消費税額が含まれた金額となっている。 実績報告書の収支決算書を作成し、補助対象経費の修正を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。 今後は、財務規程に基づく契約事務を行い経費節減に努めます。 なお、令和2年度は複数者による見積り執行及び請書の作成を行っております。</p> <p>②ご指摘のとおりです。 収支決算書を提出しました。 今後は、補助金交付要綱に基づく収支決算書を提出し、適正な事務処理及び実績報告を行ってまいります。</p> <p>③ご指摘のとおりです。 収支決算書について、補助対象経費から消費税額を除く修正を行いました。 今後は、事業執行等の確認を十分に行い適正な事務処理及び実績報告を行ってまいります。</p>	

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①実績報告書の収支決算書を提出させておらず、各事業の予算額及び決算内容の確認が不十分である。

実績報告書の添付書類について、収支決算書の提出を求め、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うことを求める。

②補助金の額について、補助金交付要綱第3条4項に、「高年齢者就業機会確保事業に基づく補助額とする。」と規定されているが、国庫補助金は9,249,000円で市補助金は9,251,000円で2,000円の差がある。

補助金の額について、要綱のとおり国庫補助金と同額とするよう求める。

①ご指摘のとおりです。

収支決算書を受領し、予算額・決算額及び補助対象金額を確認し、補助金の額の確定を行いました。

今後は、実績報告書等の内容の確認を十分行い、適正な事務処理を行ってまいります。

②ご指摘のとおりです。

補助金の額について国庫補助金と同額となるよう中津市シルバー人材センターへ返還を求め、令和2年10月14日に2,000円受領しました。

今後は、補助金事務のチェックを強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

措置状況報告書

令和2年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 荒瀬井堰土地改良区</p> <p>[補助金等名] 荒瀬井堰土地改良区補助金</p> <p>[所管部局・課] 商工農林水産部耕地課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①交付申請書の事業計画書について、一般会計の維持管理費は実施内容が記載されているが、水路整備費の12,500,000円については、実施内容の記載がない。 事業計画書に、水路整備費の内容がわかる実施計画書の作成及び添付を求める。</p> <p>②補助金交付要綱第11条に実績報告には、経費明細書や完成写真を添付することとなっているが、一部の地区の水路清掃について、実績報告書には、領収書と位置図だけで、実施場所や実施日、人数、写真などの添付がなかった。 各地区から水路清掃について、実施場所や実施日、人数、写真などの報告書の提出を求める。 また、水路清掃費用を定額支給する根拠として、内規を定めるなど検討を求める。</p> <p>③通水管理人手当及び今津スライド転倒ゲート維持管理費についても、領収書だけであったため、管理場所や実施日など業務についての報告書の提出を求める。 また、管理費用を定額支給する根拠として、内規を定めるなど検討を求める。</p> <p>④各地区の樹木伐採について、実績報告書には、領収書と写真、位置図だけで、伐採経費の内訳がわからなかった。 業者の見積金額より、各地区で実施する方が安価であったとの説明があったが、業者の見積書を書面で受領し、各地区で実施した経費の内訳書など報告書の提出を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。 今後は、事業計画書に水路整備の実施内容を記載します。</p> <p>②ご指摘のとおりです。 今後は、各地区に水路清掃の着工前、完了写真を提出させ、実績報告に添付します。 また、各地区に水路清掃費用を定額支給する根拠としての内規を令和2年9月29日、理事会にて決めました。</p> <p>③ご指摘のとおりです。 今後は報告書を提出させ実績報告書に添付します。 また、管理費用を定額支給する根拠としての内規を令和2年9月29日、理事会にて決めました。</p> <p>④ご指摘のとおりです。 今後は業者の見積書を書面で受領します。 また、各地区で実施する場合は、経費の内訳書や写真などの報告書を提出させ実績報告書に添付します。</p>	

⑤一部の水路整備工事について、完成写真に日付が記載されていないため、工事の実施期間が不明確である。

また、完成後の現地確認を区長又は理事が行っているようであるが、確認日や立会者の記録がない。

工事写真等に日付の記載を求める。

また、完成後の検査や現地確認について、確認日の記載や立会者の押印など検討を求める。

⑥一部の水路整備工事について、入札を行わず、1者見積りの契約があった。

荒瀬土地改良区理事長専決事項規程等を遵守し、複数者の入札執行による経費節減を求める。

⑦水路整備工事等を行った個所について、工事完了後の図面での管理や土地改良施設台帳にも記載がないため、荒瀬井堰土地改良区会計細則第41条に基づき、土地改良施設台帳を作成するなど適正な管理を行うよう検討を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①交付申請書の事業計画書について、一般会計の維持管理費は実施内容が記載されているが、水路整備費の12,500,000円については、実施内容の記載がない。

補助金交付決定について、交付申請書の内容を十分審査し、交付決定することを求める。

②補助金の額の確定は、実績報告書の内容等を適確に審査したうえで行わなければならないが、添付書類の一部に不足が見受けられた。

今後は、添付書類について、必要に応じて、契約書等関係書類の提出を求め、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うよう求める。

⑤ご指摘のとおりです。

今後は工事写真等に日付を必ず記載します。

また、完成後の検査については、今後、地区担当理事が現地立会を行い、工事完了書に検査日と氏名を記載、押印し適切な工事管理に努めます。

⑥ご指摘のとおりです。

今後は規程等を遵守し、複数者の見積執行による経費削減に努めます。

⑦ご指摘のとおりです。

今後は位置図で工事個所の管理を行い、施設台帳を作成し、適切な事務処理に努めます。

①ご指摘のとおりです。

荒瀬井堰土地改良区には、事務の改善の指導を行いました。

今後は、交付申請書の内容を十分審査し、補助金交付決定に際しては、補助金交付要綱や補助金事務ガイドラインを遵守し、的確な事務処理に努めます。

②ご指摘のとおりです。

補助金の額の確定事務について、今後は課内で補助金事務のチェックを強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

③耕地課は、荒瀬井堰土地改良区補助金16,200,000円と荒瀬井堰土地改良区補助金（三光地区）243,000円の2つの補助金を荒瀬井堰土地改良区に交付している。

補助金の事業内容も同じものであるため、2つの補助金交付申請を1つにまとめるなど、補助金の交付事務の効率化を求める。

④荒瀬井堰土地改良区と常に連携をとり、中津市補助金交付規則や補助金交付要綱を遵守させることを求める。

③ご指摘のとおり、事業実施場所が異なりますが、事業内容は同じものです。

今後、荒瀬井堰土地改良区と協議を行い、一本化を進め事務の効率化を図ります。

④ご指摘のとおりです。

今後は荒瀬井堰土地改良区と連携を密にし、補助金交付規則及び交付要綱を遵守させ、細部にわたり指導、監督を行うよう努めます。